



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和5年10月31日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
森林活用推進課	森林吸収源 対策係	川畑 佳代子	内線 4346
森林吸収源対策室		岡本 卓也	直通 058-272-8821 FAX 058-278-2702

岐阜県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度 「G-クレジット制度」の創設について

県では、温室効果ガス排出量が実質ゼロとなり、気候変動の影響に適応した持続可能な社会「脱炭素社会ぎふ」を目指し、省エネルギー対策や森林吸収源対策等を進めています。

このたび、岐阜県独自の森林由来のカーボン・クレジット^{*1}制度「G-クレジット制度」を創設し、11月1日（水）から運用を開始します。

クレジットの取引で得られた資金を活用し、健全で豊かな森林づくりを進めるとともに、社会全体に環境保全活動を広げることで「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指していきます。なお、クレジットを取引し、林業事業者や森林所有者への収益に繋げる制度は、地方公共団体で初となります。

記

1 名称及びロゴマーク

「脱炭素社会ぎふ」・森林吸収量認証制度（G-クレジット制度）



G-クレジット制度

2 制度概要

- ・県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を「クレジット」として県が認証する、岐阜県独自の森林由来のカーボン・クレジット制度。
- ・認証されたクレジットは、売買することができ、購入者はカーボン・オフセット等に活用できる。また、購入代金は、クレジット創出者に還元され、森林整備につなげることができる。

- (1) 申請者：林業事業者、市町村、森林所有者
- (2) 対象森林：国のJ-クレジット制度の対象外森林のうち、清流の国ぎふ森林・環境税を財源とする「岐阜県環境保全林整備事業」で間伐等をした森林
- (3) 審査者：県が委託した機関 ※審査費用は無料
- (4) 認証者：県
- (5) 認証対象期間：8年間

3 クレジットの認証・発行までの流れ

[初年度] 対象となる森林についての審査、登録
間伐などの施業や森林の巡視を実施

[2年目～] クレジットの認証・発行（前年度までの森林の成長量を年度単位で認証）

4 クレジットの売買方法

- ・売りたい方と買いたい方との「相対取引」を基本とし、売買価格と売買量を決定（県内外のどなたでも購入可能）。
- ・クレジットの情報は、G-クレジット制度運営事務局のウェブサイトに掲載
- ・クレジットは転売不可（有効期限はクレジット購入から5年）

5 クレジットの活用方法

G-クレジットの購入により、企業価値の向上が期待されるほか、地域貢献やカーボン・オフセットなど脱炭素・SDGsへの取組みに活用できます。

（活用例①）地域貢献

事業所や工場等の所在地域や、その上流域にある県内の森林づくりを応援

（活用例②）カーボン・オフセット※²

事業活動や、会議・イベント開催で排出される温室効果ガスをオフセット
製造などの過程で排出される温室効果ガスをオフセットした製品やサービス

6 スケジュール

- ・令和5年11月：制度の運用開始（対象となる森林の募集を開始）
- ・令和6年 3月：対象となる森林の登録
- ・令和6年度～ ：クレジットの認証、売買

※令和4年度に試行で仮登録した中津川市、東白川村森林組合の2件のプロジェクトについては、特別措置として令和5年度（令和6年3月）にクレジット認証予定。

7 問い合わせ先（運営事務局）

G-クレジット制度運営事務局（岐阜県森林組合連合会内） ※11/1～運営開始

受付時間： 平日（月～金） 9：00～17：00

連絡先： TEL：058-201-5112

E-mail：gcredit-gifu@g-moriren.or.jp

Webサイト：http://gcredit-gifu.jp



※1 カーボン・クレジット

企業が森林の保護や植林、省エネルギー機器導入などを行うことで生まれた二酸化炭素などの温室効果ガスの削減効果（削減量、吸収量）をクレジットとして発行し、他の企業などとの間で取引できるようにする仕組み

※2 カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部または一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせる